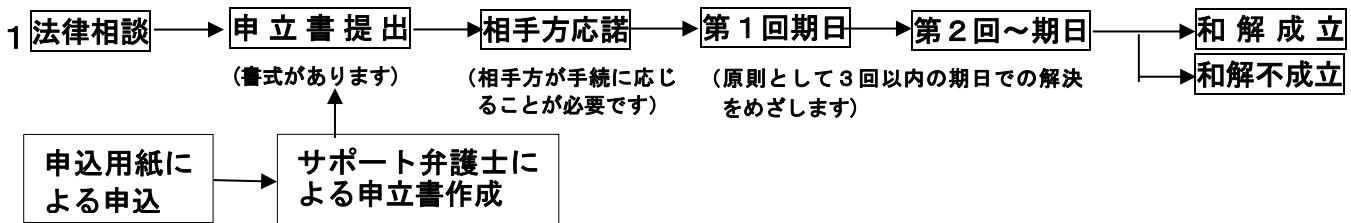


熊本県弁護士会ADRの紛争解決の流れと費用



※ 本手続は紛争の話し合いによる解決をめざすものですから、相手方に最初から話し合いに応じる意向がない場合には、その時点で手続を終了せざるを得ないことをご了承ください。

2 申立手数料は、11,000円（消費税込）です。成立手数料として、下記の基準での金額を当事者折半でご負担頂きますが、事情によっては減額となる場合もあります。

災害ADRに該当する場合（※）、申立手数料は無料、成立手数料も下記の基準により算定された額から3割程度減額します。

（※）①平成28年熊本地震、②新型コロナウイルス感染症、③令和2年7月豪雨に起因する紛争

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準
100万円以下	8%
100万円超～300万円以下	5%+3万円
300万円超～3000万円以下	1%+15万円
3000万円超	0.5%+30万円

（別途消費税が加算されます）

熊本県弁護士会 紛争解決センター 御中（FAX：096-325-0914）

熊本県弁護士会ADR申込用紙

（申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。）

申込 人	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
相手 方	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
災 害 A D R	<input type="checkbox"/> ①平成28年熊本地震関連 <input type="checkbox"/> ②新型コロナウイルス感染症関連 <input type="checkbox"/> ③令和2年7月豪雨関連 ※該当する場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> してください。		